

第7章 オーストラリア

1. 政府生成AI関連規制に係る当局の位置づけ及びその概要

(1). 生成AI規制に係る当局の概要

オーストラリアにおける消費者保護の中核的な役割を担うのは、オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission：ACCC）²⁹⁹である。ACCCは、1995年に連邦競争・消費者法（Competition and Consumer Act 2010）³⁰⁰を背景として設立された独立法定機関であり、市場における健全な競争環境の維持と消費者権利の保護を目的としている。従来の分散した監督体制を一本化し、全国的に公正な市場運営を実現するための必要性から設置されたものである。近年は、デジタル経済の発展に伴い、オンラインプラットフォームにおける不当行為への対処や、生成AIがもたらす誤情報・詐欺リスクへの対応が求められている³⁰¹。

ACCCは、競争促進及び消費者保護を主要な任務とし、反競争的行為や不公正な取引慣行の監視・摘発、製品安全の確保、及び消費者向け情報提供を行っている。特に生成AIに関しては、AI生成コンテンツが消費者に誤認を与えるリスク、詐欺的広告表示、不正な自動生成レビューの流布などが懸念されるため、これらのリスクを早期に発見し、必要な是正措置を講じる機能が強化されつつある。加えて、ACCCはオンライン市場における競争状況やプラットフォーム事業者の行動を監視し、必要に応じて行政指導や法的措置を実施するほか、政策提言を通じた制度改善にも寄与している。

(2). 当局の位置づけ

ACCCは連邦政府の財務省（Treasury）³⁰²ポートフォリオに属し、全国規模での法執行権限を有する独立機関である。キャンベラ本部を中心に、各州・準州に支部を展開し、地域ごとの市場動向を把握するための現場調査体制を整備している。内部は、法執行部、経済分析部、消費者支援部、及びエネルギー・インフラ規制部門など、専門性の高い各部局により構成され、横断的な情報共有と迅速な対応が可能である。

ACCCは、委員会体制を採用しており、政府任命の委員長及び複数の委員による合議制で運営される³⁰³。委員会は、各種大規模案件の審議、政策方針の決定、企業結合の審査などにおいて重要な役割を果たす。委員は各州政府や専門家の意見を反映する形で任命され、意思決定は過半数の合意に基づいて行われる。これにより、政治的中立性と専門的判断の両立が図られ、生成AIに関連する急速な技術進展や市場変化にも柔軟に対応できる体制が確保されている。

²⁹⁹ <https://www.accc.gov.au/>

³⁰⁰ COMPETITION AND CONSUMER ACT 2010 - SECT 6A 条文：https://www5.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/caca2010265/s6a.html

³⁰¹ <https://www.accc.gov.au/media-release/final-digital-platforms-report-to-focus-on-global-developments-and-emerging-competition-and-consumer-issues>

³⁰² <https://treasury.gov.au/>

³⁰³ <https://www.accc.gov.au/about-us/accc-role-and-structure/accc-chair-and-commissioners>

(3). 関連省庁・機関の概要

① 連邦産業・科学・資源省 (Department of Industry Science and Resources : DISR)

連邦産業・科学・資源省は、生成 AI を含む先端技術の安全性確保とイノベーション促進の両立を図るため、企業支援と同時に規制の在り方を検討している。デジタル市場における消費者リスクの動向を踏まえ、必要に応じてガイドラインの策定などで業界全体の透明性向上を促進している³⁰⁴。

② オーストラリア情報コミッショナー事務局 (Office of the Australian Information Commissioner : OAIC)³⁰⁵

オーストラリア情報コミッショナー事務局 (OAIC) は、個人情報保護の監督機関として、生成 AI が大量のデータを扱う中でのプライバシーリスクに対して厳格な監督を行っている。2024 年 10 月には企業向けに「市販の AI 製品を利用する際のプライバシー遵守指針³⁰⁶」及び「生成 AI モデルを開発・学習させる際のプライバシー指針³⁰⁷」の 2 つのガイドを公表した³⁰⁸。

③ オーストラリア通信メディア庁 (Australian Communications and Media Authority : ACMA)³⁰⁹

ACMA は通信（電気通信）及び放送、オンライン分野の規制を担う連邦機関である。2005 年に通信局と放送庁の統合で発足した独立法定機関で、電話・インターネットサービスの消費者保護や迷惑通信規制、放送コンテンツ基準の策定・監督など広範な機能を有している。生成 AI との関連では、オンライン上の誤情報・フェイクニュースの拡散、詐欺的通信への対応に重点を置き、生成 AI の悪用リスクを未然に防止するための具体策を講じている³¹⁰。

④ オンライン安全委員会 (eSafety Commissioner)³¹¹

オンライン安全委員会はオンライン上の有害コンテンツや利用者への危害を防止する世界初の政府

³⁰⁴ <https://www.minister.industry.gov.au/ministers/husic/media-releases/albanese-government-acts-make-ai-safer>

³⁰⁵ <https://www.oaic.gov.au/>

³⁰⁶ 『Guidance on privacy and the use of commercially available AI products』 : <https://www.oaic.gov.au/privacy/privacy-guidance-for-organisations-and-government-agencies/guidance-on-privacy-and-the-use-of-commercially-available-ai-products>

³⁰⁷ 『Guidance on privacy and developing and training generative AI models』 : <https://www.oaic.gov.au/privacy/privacy-guidance-for-organisations-and-government-agencies/guidance-on-privacy-and-developing-and-training-generative-ai-models>

³⁰⁸ <https://www.oaic.gov.au/news/media-centre/new-ai-guidance-makes-privacy-compliance-easier-for-business>

³⁰⁹ <https://www.acma.gov.au/>

³¹⁰ 『Digital platforms' efforts under voluntary arrangements to combat misinformation and disinformation Third report to government』, 6P : https://www.acma.gov.au/sites/default/files/2024-09/ACMA%20third%20report%20to%20government%20on%20digital%20platforms%20efforts%20under%20voluntary%20arrangements_0.pdf

³¹¹ <https://www.esafety.gov.au/about-us/our-structure>

機関として 2015 年に設立され、現在は 2021 年オンライン安全法（Online Safety Act 2021）³¹²に基づき大幅な権限拡充がなされている。生成 AI に関連しては、ディープフェイク（偽造動画・画像）や AI 生成ポルノなど新たなオンライン危害への対応を喫緊の課題としており、2023 年には「New industry recommendations to curb harms of generative AI」を発表した³¹³。

⑤ オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission : ASIC）³¹⁴

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、金融サービス分野において、AI が用いられる融資審査や投資判断に関して、不公正な取引慣行が発生しないよう、企業への指導及び必要な法的措置を講じている³¹⁵。これにより、金融消費者の利益保護と透明性の確保が図られている。

³¹² 条文： <https://www.legislation.gov.au/C2021A00076/latest/text>

³¹³ <https://www.esafety.gov.au/newsroom/media-releases/new-industry-recommendations-to-curb-harms-of-generative-ai>

³¹⁴ <https://asic.gov.au/>

³¹⁵ <https://asic.gov.au/about-asic/news-centre/speeches/we-re-not-there-yet-current-regulation-around-ai-may-not-be-sufficient/>

2. 消費者保護に関する生成 AI に関連する法規及びその所管状況や基本計画等

(1). 関連法令

① オーストラリア消費者法 (Australian Consumer Law : ACL) ³¹⁶

オーストラリア消費者法は「2010 年競争・消費者法(Competition and Consumer Act 2010, CCA)」に附則として位置付けられ、2010 年に制定、2011 年 1 月 1 日より施行されている³¹⁷。本法は連邦政府と州・準州政府との共同管轄のもと運用される協調法制であり、連邦レベルでは財務省の所管下において、独立機関であるオーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC) と各州・準州の消費者保護当局が連携して執行する仕組みとなっている。本法の概要は、消費者が商品やサービスの購入に際し、情報の不十分な開示や誤解を招く表示、不公正な取引慣行から保護されることを目的としており、不当な契約条項の無効化、製品安全に関する規制、及び消費者保証の付与などを規定している。すなわち、本法は市場における公正な競争環境と消費者福祉の向上を図るための基本的枠組みである。

また、生成 AI を用いたサービスが提供される場合においても、例えば AI チャットボットによる自動応答や、AI が生成する広告・プロモーションの内容が消費者に誤認を与える場合、同法の技術中立の要件に基づき、「誤導的表示の禁止」や「不公正な商慣行の禁止」が適用されることになる³¹⁸。したがって、生成 AI による不当な情報提供や誤解を招く行為に対しても、既存の原則が適用される点が重要であり、今後も市場実態に合わせた運用の見直しやガイダンスの整備が求められる。

② 2021年オンライン安全法 (Online Safety Act 2021) ³¹⁹

2021 年オンライン安全法は邦議会により成立し、2022 年 1 月から施行された。オンライン上における有害コンテンツから国民を保護することを目的としており、専管法としてインフラ・運輸・地域開発・通信・芸術省が所管している。さらに、本法に基づき設置されたオンライン安全委員会は、違法又は有害なオンラインコンテンツの削除命令、被害者救済措置、及び業界行動規範の策定などの広範な権限を有する。オンライン安全法の概要は、SNS や動画共有サービス、その他のオンラインプラットフォームにおいて発生するサイバーいじめ、嫌がらせ、有害コンテンツの流布といった問題に対し、迅速かつ効果的な対策を講じることにある。

本法の適用範囲は国内外を問わず、オーストラリア国内でアクセス可能な全オンラインサービスを対象としており、特に生成 AI 技術が用いられて作成された違法又は有害なコンテンツも含まれる³²⁰。生成 AI によるディープフェイク及び自動生成された不正確な情報などは、本法に基づく規制対象で

³¹⁶ 条文 : <https://www.legislation.gov.au/C2004A00109/latest/text>

³¹⁷ <https://consumer.gov.au/australian-consumer-law>

³¹⁸ Review of AI and the Australian Consumer Law Discussion paper, 2P : <https://treasury.gov.au/sites/default/files/2024-10/c2024-584560-dp.pdf>

³¹⁹ 条文 : <https://www.legislation.gov.au/C2021A00076/latest/text>

³²⁰ 『Select Committee on Adopting Artificial Intelligence (AI) Submission 101』, 4P : <https://www.accc.gov.au/system/files/dp-reg-submission-senate-select-committee.pdf>

あり、オンライン安全委員会はそのようなコンテンツに対して即時削除命令を発出する権限を有する。これにより、生成 AI がもたらすリスクに対しても、消費者が安全なオンライン環境で情報を享受できるよう、包括的な法的枠組みが整備されているのである。

③ 1988年プライバシー法 (Privacy Act 1988) ³²¹

本法は「1988 年プライバシー法」として制定され、その後 2000 年、2012 年などに大幅な改正がなされ、現在では民間部門にも広く適用されるようになっている。法の目的は、個人のプライバシー権を保護し、組織による個人情報の収集、利用、及び開示に対して適正なルールを設けることである。プライバシー法は司法長官府の所管下にあり、独立監督機関であるオーストラリア情報コミッショナー事務局 (OAIC) が執行・監督を担当している。

生成 AI に関しては、AI システムが大規模なデータ収集を行い、個人情報を利用することによりプライバシー侵害が発生するリスクが懸念される。したがって、本法に基づく個人情報保護の原則 (Australian Privacy Principles : APPs) ³²²は、生成 AI の学習や運用においても厳格に適用される必要がある。具体的には、企業が生成 AI システムに利用するデータの収集に際して、適法かつ公正な手続が講じられること、利用目的が明示され、個人が自らの情報に対するアクセス及び修正権を有することが求められる。また、生成 AI が出力する情報に個人が特定される可能性がある場合、その取扱についても本法の規定に則って監視が行われる³²³。このように、プライバシー法は生成 AI に起因する個人情報の不正利用リスクに対し、消費者のプライバシー保護のための基本法として機能している。

(2). 基本計画の概要

オーストラリア政府は、生成 AI 技術の急速な普及に伴い、消費者保護上の新たなリスクに対応するため、既存法令の運用強化及び新規法整備の両面から政策対応を検討している。まず、既存のオーストラリア消費者法 (ACL) に関しては、生成 AI を含むデジタル技術がもたらす不正確な情報提供や誤誘導、不当な販売手法への対策として、現行の不公正取引慣行禁止規定の運用が検証されている³²⁴。政府は、特にオンライン上で自動生成される広告文やレビュー、及び AI チャットボットを通じた消費者勧誘が、従来の枠組みでは十分に対応できない可能性を認識しており、必要に応じて ACL の改正を行う方針を表明している。

また、オンライン安全法 (OSA 2021) においては、オンライン安全委員会を中心としたオンライン規制体制の見直しが進行中である。2024 年初頭から本法の法定レビューが開始され、生成 AI による違法又は有害コンテンツがどのように現行体制下で規制可能であるか、また必要に応じて新たな条項の追加や運用方法の改善を検討するため、政府は関係各省庁や業界、学識経験者から幅広い意見を

³²¹ 条文 : <https://www.legislation.gov.au/C2004A03712/2019-08-13/text>

³²² <https://www.oaic.gov.au/privacy/australian-privacy-principles/read-the-australian-privacy-principles>

³²³ 『Select Committee on Adopting Artificial Intelligence (AI) Submission 101』, 6P : <https://www.accc.gov.au/system/files/dp-reg-submission-senate-select-committee.pdf>

³²⁴ <https://treasury.gov.au/consultation/c2024-602157>

集約している³²⁵。具体的には、生成 AI を用いたディープフェイクや自動生成コンテンツによる誤情報の拡散、及びその被害に対する迅速な削除措置の実効性を高めるため、オンライン安全基準の強化及びプラットフォーム企業への監督指導を厳格化する方針が示されている。さらに、ディープフェイクポルノの作成及び非同意共有を禁止する新たな刑事規制の導入も政府により検討され、2024 年内に具体的な立法案として国会に提出された³²⁶。

さらに、プライバシー法の分野においても、生成 AI が扱う大量の個人情報に対して、企業が適法かつ透明性の高い運用を行うよう、法改正が検討されている。政府は、個人のプライバシー権を強化するため、AI アルゴリズムの透明性向上を図る新たな規定の導入を検討中である³²⁷。これらの施策は、AI システムが消費者情報を不正に利用するリスクを低減し、消費者の信頼を保持するための重要な対策として位置付けられている。

オーストラリア政府は、生成 AI の安全かつ責任ある利用を実現するため、連邦産業科学省を中心に国家戦略の策定を進めている。2023 年に「Supporting responsible AI: discussion paper³²⁸」と題したディスカッションペーパーが公開され、AI のリスクに基づく管理措置の必要性が明示された。政府は、短期的に業界との協働により自主基準を策定し、生成 AI 搭載製品の安全性評価を実証実験で実施することを計画している。中長期的には、高リスク分野における AI 利用に対し、強制的な安全ガードレールの導入や、生成 AI に特化した法整備の検討を進めるとともに、各省庁及び独立規制機関との連携体制の強化を図る見込みである。

³²⁵ Select Committee on Adopting Artificial Intelligence (AI) Submission 101,5P : <https://www.accc.gov.au/system/files/dp-reg-submission-senate-select-committee.pdf>

³²⁶ https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd2324a/24bd081

³²⁷ 『Safe and responsible AI in Australia consultation』 : https://storage.googleapis.com/converlens-au-industry/industry/prj2452c8e24d7a400c72429/public_assets/safe-and-responsible-ai-in-australia-governments-interim-response.pdf

³²⁸ <https://consult.industry.gov.au/supporting-responsible-ai>

3. 消費者保護に関する生成AI関連規制を行う当局が政策立案の基礎としている事実・社会状況等と、それらを把握するための仕組み

(1). 政策立案の基礎とする事実・社会状況

① 生成AIを用いた詐欺行為や誤情報、不当な広告などの消費者被害

まず、オンライン上における詐欺行為、誤情報の流布、不当な広告や勧誘といった被害が実際に発生しているという統計がある。オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、詐欺情報サイト「Scamwatch」³²⁹を通じて、消費者から寄せられる詐欺被害の報告を集計し、被害総額や発生件数を定期的に公表している。2022 年度においては、報告された詐欺被害の総額が過去最高水準に達していることが明らかとなった。その背景として、AIなどを活用した詐欺の手口が高度化しているという事実が確認されている³³⁰。

また、オンライン上の誤情報・フェイクニュースの拡散に関しては、オーストラリア通信メディア庁（ACMA）及びオンライン安全委員会が、SNS や動画共有サービス上で流通する AI 生成コンテンツに関する調査を実施している。これらの機関は、生成 AI 技術が高度なディープフェイクや自動生成テキストを生み出し、消費者が本物と誤認するケースについて指摘している³³¹。

② 意識調査結果に基づく消費者意識の変化

また、消費者保護に関連する生成 AI の規制・政策立案の基礎となる事実として、国民の意識調査結果がある。2023 年にオーストラリア情報コミッション事務局（OAIC）が実施した全国調査では、国民の大多数が「自分に影響を及ぼす決定を AI が行うこと」に慎重であり、AI 技術の利用に対する安心感が低いことがわかっている。具体的には「政府機関や民間企業が AI を使って個人情報に基づき判断を下すこと」に対し、約 8 割の人が不安や抵抗を感じると回答している。このようなデータは、政策立案者に対し「何らかのガードレール（安全策）がないまま AI が用いられることへの社会的不安が大きい」ことを示す重要なエビデンスであり、政府はこれらの声を真摯に受け止め、高リスク分野における AI 開発・利用者への義務付け策（AI ガードレールの導入）を検討課題に挙げている³³²。統計や世論調査のデータは、政策形成過程において、消費者が実際にどのような被害や懸念を抱えているかを具体的に示し、規制の方向性を決定するための客観的な情報基盤となっている。

(2). 事実・社会状況を把握するための仕組み

① オンラインプラットフォームを用いた詐欺情報の収集

³²⁹ <https://www.scamwatch.gov.au/>

³³⁰ <https://www.accc.gov.au/media-release/accc-calls-for-united-front-as-scammers-steal-over-3bn-from-australians>

³³¹ eSafety 『Tech Trends Position Statement Generative AI』,19P : <https://www.esafety.gov.au/sites/default/files/2023-08/Generative%20AI%20-%20Position%20Statement%20-%20August%202023%20.pdf>

³³² 『Safe and responsible AI in Australia consultation Australian Government's interim response』,6P : https://storage.googleapis.com/converlens-au-industry/industry/p/prj2452c8e24d7a400c72429/public_assets/safe-and-responsible-ai-in-australia-governments-interim-response.pdf

オーストラリア競争・消費費委員会（ACCC）は、Scamwatch を通じ、消費者や事業者から詐欺や不当な取引慣行に関する通報を受け付け、これを定期的に集計・分析している。Scamwatch に寄せられる通報データは、詐欺被害の件数、被害額、詐欺手法の種類、地域別の統計などとしてまとめられ、年次報告書やプレスリリースとして公表されている³³³。これらの統計は、生成 AI を悪用した新たな詐欺手法が出現した場合の警告指標として、また既存法の運用評価の基礎データとして活用される。ACCC はさらに、デジタルプラットフォームサービス調査（DPSI）³³⁴を実施し、オンライン取引市場における消費者の行動や企業の実態、AI 技術の利用状況などについて、定量的かつ定性的なデータを収集している。調査は、対象プラットフォーム企業からの情報提出命令、消費者アンケート、業界ヒアリング、既存の統計データのレビューを通じて実施され、その結果は政策の改正や新たな規制案の立案の材料として用いられている。

② 官民・産学ネットワークを通じた知見の収集

官民や産学のネットワークを通じた知見の連携がデータ収集分析の仕組みを強化している。国立 AI センター（NAIC）の Responsible AI Network (RAIN) はその好例で、産業界の実務者からアカデミアの AI 倫理研究者、標準化団体まで幅広いパートナーが参画している³³⁵。RAIN を通じて蓄積されるケーススタディやベストプラクティス（ある企業が生成 AI を導入した際に講じた消費者リスク対策の効果検証データなど）は、産業省や ACCC にもフィードバックされ、現場のエビデンスとして政策検討に役立てられている。標準化機関（Standards Australia）や専門公益団体（Gradient Institute など）も参加しているため、技術標準の策定状況や倫理的課題の研究知見なども共有され、官民が共通のデータ基盤を持つような仕組みとなっている。

③ 大学・研究機関への調査委託

学術界との連携については、政府は大学や研究機関に研究資金を提供し、AI に関する独立調査を委託することがある。CSIRO 傘下の Data61 は政府支援の下、AI に関する多数の調査・研究活動を行っている³³⁶。またオーストラリア研究会議（ARC）の支援する研究センター（自動化と社会に関する卓越拠点 ADM+S（Automated Decision-Making and Society³³⁷）など）も、アルゴリズムによる差別やプラットフォーム規制などの観点から研究を行い、政府機関と成果を共有している。官僚・規制当局の担当者が大学のカンファレンスやワークショップに参加し、最新研究成果を情報収集する取組も一般化しており、デジタル・プラットフォーム規制当局フォーラム（Digital Platform Regulators Forum：DP-REG）のアルゴリズムのリスクに関する文献サマリー報告書³³⁸は、国内外の学術知見を

³³³ <https://www.nasc.gov.au/reports-and-publications/targeting-scams>

³³⁴ <https://www.accc.gov.au/media-release/final-digital-platforms-report-to-focus-on-global-developments-and-emerging-competition-and-consumer-issues>

³³⁵ <https://www.industry.gov.au/science-technology-and-innovation/technology/national-artificial-intelligence-centre/responsible-ai-network>

³³⁶ <https://algorithm.data61.csiro.au/category/artificial-intelligence/>

³³⁷ <https://www.admscentre.org.au/>

³³⁸ <https://dp-reg.gov.au/publications/working-paper-1-literature-summary-harms-and-risks-algorithms>

レビューした上で規制上の示唆を抽出したもので、こうした学術連携の産物といえる。

④ グローバルネットワークを活用した比較分析・情報交換

また、国際協力の一環として、オーストラリアは OECD、G7、国際競争ネットワーク（ICPEN）³³⁹などを通じ、他国の事例や統計データと比較分析を行うとともに、各国規制当局との定期的な情報交換会議に参加している。これにより、国内の規制・政策が国際的なベストプラクティスに基づき、かつ他国と整合性を持って運用されるよう、最新の国際データや事例が取り入れられている。例えば、国際的な AI 安全協議の枠組みや、各国のプライバシー・消費者保護の改正動向については、政府の公式報告書や中間回答においても言及され、これが国内政策の改善に反映されている³⁴⁰。

³³⁹ <https://icpen.org/protecting-consumers-worldwide>

³⁴⁰ 『Safe and responsible AI in Australia consultation Australian Government's interim response』,23P : https://storage.googleapis.com/converlens-au-industry/industry/p/prj2452c8e24d7a400c72429/public_assets/safe-and-responsible-ai-in-australia-governments-interim-response.pdf

4. 消費者保護に関する生成AIの最近の動き

(1). 生成AIの不正利用による消費者被害の事例

① ディープフェイクを用いた投資詐欺

オーストラリア国内では、生成 AI 技術を悪用して著名人の映像や音声を偽装し、投資案件を不正に推奨する手法が確認されている。2023 年以降、SNS 上で公開されたディープフェイク動画により、実在する有名人が高収益投資を推薦しているかのように装い、消費者を騙して高額な投資を促すケースが複数報告されている。被害者は、偽の情報に基づき複数回にわたって資金を送金した結果、最終的に出金不能となり、金銭的損失を被った³⁴¹。これらの事例は、生成 AI によるディープフェイク技術の悪用が、消費者に実際の被害をもたらしている事実として記録されている。政府はこれらの被害事例を踏まえ、詐欺防止策の強化と被害救済措置の充実を検討している。

(2). 民間企業における生成AI活用の取組

① 金融詐欺検知システムの導入

オーストラリアの主要金融機関であるコモンウェルス銀行は、生成 AI 技術を活用して詐欺検知システムを構築した。具体的には、送金時に振込先の名義や取引内容を自動解析するシステム「NameCheck³⁴²」や、電話連絡時の発信者を認証するシステム「CallerCheck³⁴³」を導入し、リアルタイムで詐欺の疑いがある取引を検出する仕組みを整備している³⁴⁴。これらのシステムは、ACCC 及び金融規制当局が示した詐欺被害の増加傾向に基づき、被害防止策として公式に採用され、導入後の統計では不正取引の検出率が大幅に向上したとの公式報告がある。導入の背景には、オンライン上での詐欺行為やフィッシング詐欺の発生件数が近年急増した事実がある。

② オンラインレビューの不正検知と削除

オーストラリアの主要オンライン小売業者及びECサイト運営企業は、生成 AI を活用してフェイクレビューの自動検出システムを導入している。これにより、消費者が誤った情報に基づいて製品やサービスを選択するリスクを低減することが目的である。具体的な運用事例として、AI を用いたテキスト解析により不自然なパターンや同一文言の大量投稿を識別し、該当するレビューを自動的にフラグ付け・削除するシステムが稼働している。これらのシステムは、オーストラリア競争・消費委員会（ACCC）が実施する市場調査により不正レビューの流布が消費者の選択を歪める実態が明らかにされたことを受け、企業側が自主的に導入したものである。公表されているデータによれば、システム導入後は不正レビューによる消費者被害の件数が大幅に減少したとの公式発表がなされている。

(3). 政府機関における生成AI活用の取組

³⁴¹ <https://www.scamwatch.gov.au/about-us/news-and-alerts/scam-alert-fake-celebrity-online-investment-scams>

³⁴² <https://www.commbank.com.au/support/security/namecheck.html>

³⁴³ <https://www.commbank.com.au/support/security/callercheck.html>

³⁴⁴ <https://www.commbank.com.au/articles/newsroom/2023/05/artificial-intelligence-banking.html>

① プライバシー保護ガイダンスにおけるAI利用の監視

オーストラリア情報コミッショナー事務局（OAIC）は、プライバシー保護の観点から、生成 AI を活用する企業や政府機関に対し、適切な個人情報の取扱いを求めるガイダンスを公表している。2024 年 10 月には、生成 AI モデルの学習及び運用に関するプライバシーリスクを評価するための「生成 AI プライバシーガイダンス」が発表された³⁴⁵。ガイダンスでは、公開データの利用に関しても個人情報が含まれる場合は、適正な通知や同意手続を講じる必要があると明記され、企業に対して厳格なデータ保護基準の遵守を指導している。これにより、生成 AI が消費者の個人情報を不適切に利用することを防止する施策が整備され、政府が定期的に収集するプライバシー違反事例の統計データを基に、監視体制の強化が図られている。公式資料には、AI による個人データの誤用が確認された事例に対して、即時に是正勧告が発出された実績が示されている。

³⁴⁵ <https://www.oaic.gov.au/privacy/privacy-guidance-for-organisations-and-government-agencies/guidance-on-privacy-and-developing-and-training-generative-ai-models>